

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府南丹市園部町小桜町47番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 南丹市長 西村 良平			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	261台	0台	0台	261台
	冷蔵機器及び冷凍機器	16台	0台	0台	16台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。 簡易点検の記載例を担当者に渡し、異音等の異常を感じた際、速やかに記録できるよう管理している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時は、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう、各部署へ通知している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検により、日々の点検を実施した。また定期点検の必要性を各部署担当者へ周知するなど、適切に点検がなされるよう啓発した。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン排出抑制法に従い、充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認して機器を廃棄した。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップラナー機器）を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。